

ハード・ソフト取組計画の作成状況

- エレベーターやホームドアの整備等、既存の施設を含む更なるハード対策、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



- ハード対策に加え、**接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニュー**を国土交通大臣が新たに作成
- 一定規模以上の事業者※¹が、**ハード・ソフト取組計画※²の作成・取組状況の報告・公表を行う**

※ 1 ①平均利用者数が3,000人以上／日である旅客施設を設置・管理する事業者
②輸送人員が100万人以上／年である事業者 等

※ 2 計画に盛り込むべき項目：施設整備、役務提供、旅客支援、情報提供、教育訓練、広報・啓発



【施設整備】



【役務提供】



【旅客支援】



【情報提供】



【教育訓練】



【広報・啓発】

ハード・ソフト取組計画に関する手続きの全体像

公共交通事業者等の判断基準

達成すべき目標

移動等円滑化のために講ずべき措置

目標達成のために併せて講ずべき措置

国土交通大臣が、以下を定めて公表。移動等円滑化の進展の状況等に応じて改定を行う。

- ・施設及び車両等のハード基準への適合
- ・適切な役務の提供（ソフト対応）
- ・必要な乗降介助や誘導支援
- ・移動に必要な情報の提供
- ・職員に対する教育訓練
- ・適正利用推進のための広報啓発活動

必要があると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**指導及び助言**

ハード・ソフト計画制度

※輸送人員数が相当数であること等の要件に該当する者のみ

公共交通事業者等が、毎年度、**計画作成**

- I 現状の課題及び中期的な対応方針
- II 移動等円滑化に関する措置
- III 移動等円滑化の促進のため II と併せて講ずべき措置
- IV 前年度計画書からの変更内容
- V 計画書の公表方法
- VI その他計画に関連する事項

公共交通事業者等が、毎年度、**定期報告**

- I 前年度のハード・ソフト取組計画の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況
 - (3) 報告書の公表方法 等
- II 旅客施設及び車両等の移動等円滑化の達成状況 等

公共交通事業者等が、毎年度、**公表**

移動等円滑化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**勧告**
(※旅客施設及び車両等に係る技術水準等の事情を勘案)

勧告に従わなかったとき

国土交通大臣が、**公表**

令和元年度より、一定規模以上の公共交通事業者等にあつては、バリアフリー法に基づき、毎年度ハード・ソフト両面の取組に関する「移動等円滑化取組計画書」を国に提出し、また当該計画書を公表することが義務づけられています。

■モード別公表数

モ ー ド 別	全国対象数	北海道(内数)
1.鉄道	72	2
2.軌道	27	3
3.乗合バス	106	3
4.バスターミナル	20	3
5.貸切バス	2	0
6.タクシー	37	7
7.旅客船	5	0
8.旅客船ターミナル	7	0
9.航空機	4	0
10.航空旅客ターミナル	17	1
合 計	297	19

以下のとおり、北海道ブロックの対象事業者の公表先をまとめましたので、ご参考にしてください。

○ → 国土交通省HPにおいて公表

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000181.html

◆ → 本社営業所において公表

[鉄道事業者・軌道経営者]

- 北海道旅客鉄道（株）
- 札幌市交通局 ※鉄道（地下鉄）
- 函館市企業局 ※軌道（路面電車）
- 札幌市交通事業振興公社（札幌市交通局） ※軌道（路面電車）

[乗合バス事業者]

- 北海道中央バス（株）
- ジェイ・アール北海道バス（株）
- （株）じょうてつ

[バスターミナル事業者]

- 北海道中央バス（株）
- ジェイ・アール北海道バス（株）
- 札幌駅総合開発（株）

[タクシー事業者]

- 札幌交通（株）
- 共同交通（株）
- 相互交通（株）
- 興亜第一交通（株） ◆札幌エムケイ（株）
- 札幌第一交通（株）
- 旭川合同自動車（株）

[航空旅客ターミナル事業者]

- 北海道エアポート（株）